

## 販売代理店規約

代理店が GMO クラウド株式会社（以下、「当社」という。）のレンタルサーバーサービス（以下、「本サービス」という。）を販売する際の諸条件は、以下の規約（以下「本規約」という。）に定めるところによるものとする

（本規約の目的）

第1条 当社は、本サービスの販売に関し、代理店に第2条に定める業務（以下、「本件業務」という。）を委託し、代理店はこれを受託する。

（委託内容）

第2条 当社が代理店に委託する本件業務の内容は、次の通りとする。

（1）顧客の新規開拓

（2）顧客と当社との本規約手続の事務代行

2. 代理店は、顧客に本サービスの内容、主旨、利用方法等を十分に説明し、当社の本サービス本規約その他ホームページ上で告知する規定・規則等を顧客に確認、同意させたうえで、本サービスを販売する。

3. 代理店は、顧客に対して本サービスを販売する際には、当社の指定する申し込みフォームを使用するものとする。

4. 当社と顧客との本規約は、前項に従った手続きが完了して初めて成立するものとする。代理店と顧客との意思表示に合致があったとしても、所定の手続きが完了するまでは成立しない。

（代理店の営業活動）

第3条 代理店は、代理店の責任と計算において、本サービスに関する宣伝および営業活動を行うことができる。ただし、営業の方法について当社が規定するところがある場合には、これに従わなければならない。

2. 当社は代理店の営業活動のために代理店と同行することはない。

(顧客との紛争処理)

第4条 顧客と当社が締結する利用契約書にもとづき、顧客と当社との間で発生したトラブルについては、当社の責任において一切を処理し、代理店は何ら責任を負わないものとする。なお代理店は、当社と顧客との紛争の解決の過程、結果について、一切異議を申し立てないものとする。

2. 代理店が本規約その他法令等に違反したこと（代理店の過失の有無を問わない）に起因または関連するトラブルについては、代理店は自らの責任においてこれを解決し、当社に一切の迷惑をかけないものとする。

(名称等の使用)

第5条 代理店は、本規約の期間中、本件業務を遂行するために、当社または本サービスの商号・名称・商標・ロゴを使用する場合には、予め当社の書面による承諾を得なければならない。ただし当社が代理店に提供する申し込みフォーム内での使用を除く。

2. 代理店は、本規約に基づく業務以外に本サービスの名称、その他これと紛らわしい名称を使用してはならない。

3. 本規約が解除された場合においては、代理店はその理由の如何を問わず本サービスの名称、その他これと紛らわしい名称を使用してはならない。

(規約の遵守)

第6条 代理店は、以下の事項を遵守して本件業務を遂行するものとする。

1. 代理店が、口頭であるか書面であるかを問わず、本サービスと同種または類似のサービスの販売に関与することとなる契約を第三者との間で締結してはならない。

2. 代理店は、第三者のために、本件業務と同種または類似の業務を行ってはならない。

3. 代理店は本規約期間中、直接または間接を問わず、当社と競業行為を行ってはならない。

4. 代理店は、当社または顧客の名誉・信用を毀損する行為、営業秘密・プライバシーを侵す行為を行ってはならない。

5. 代理店は本件業務を行う際に、当社が提供するのと異なるサービスの内容を顧客に伝えてはならない。

6. 代理店は当社の既存の顧客に対し、本規約を解約の上、代理店を通じて再度本規約するように推奨してはならない。

2. 当社は、前項の規約を追加または変更する必要がある場合は、原則として実施の1ヶ

月前までに代理店に書面でもって通知し、当該通知に記載された日をもって代理店はこれを承諾するものとする。

#### (保証)

第7条 代理店は以下の事項を保証する。

1. 代理店となるための審査の際に当社に告知した事項がすべて真実であること。
2. 本規約を締結する時点で満20歳以上であること。
3. 日本国内に拠点を有する法人または日本国内に継続的居住する事業者としての個人であること。
4. インターネット（ドメイン名を含む。）およびレンタルサーバー事業に関する基本的知識を有していること。
5. 誠実に本件業務を遂行する意思のあること。

#### (報酬)

第8条 当社は、代理店の本件業務によって当社と顧客との間においてサービス利用契約が成立した場合には、当社が定める条件（当社のウェブサイトなどにおいて本規約とは別に報酬に関する条件を定める場合は、その条件を含む。）に従い、代理店に対して報酬を支払うものとする。

##### (1) 報酬の発生

###### ①初回報酬の発生

初回報酬は、顧客が当社に対して所定の方式を用いて契約の申し込みをし、利用開始日（当社が顧客に対してサービスを開始できる日として通知した日をいう。）が存する月の翌月末日（以下、「初回報酬基準時」という。）まで、顧客と当社とのサービス利用契約が継続しており、かつ、かかる翌月分の利用料金が当社に対し支払い済みである場合に発生する。ただし、利用開始日の翌々月末までに無料返金制度の利用やその他の事情により当社が顧客に対して利用料金を返金する必要がある場合には、一旦発生した報酬は消滅するものとする。

###### ②継続報酬の発生

継続報酬は、契約開始日から1年（利用開始月など当社が顧客の利用料金を無料としている期間を含まない。）を経過した後の最初の月の末日（例えば、契約開始日が4月1日である場合、1年を経過した時が翌年の3月末日となり、その後の最初の月は翌年の

4月になる。以下、「継続報酬基準時」という。)まで、顧客と当社の利用契約が継続し、かつ、1年経過後の最初の月の利用料金が当社に対し支払い済みである場合に発生するものとする。その後利用期間が更に1年経過したときにも、同様の基準で報酬が発生する。ただし、最初の月の翌月末日までに当社が顧客に対して利用料金を返金する必要が生じた場合には、一旦発生した報酬は消滅するものとする。

## (2) 報酬額の算定

代理店に支払う報酬額は、初回報酬基準時及び継続報酬基準時において、各々の基準時に顧客が利用しているサービスに対応する報酬の単価をもって算定する。利用期間の途中で顧客がサービスを変更した場合においても、基準時に顧客が利用するサービスに対応する報酬の単価をもって報酬額を算定する。

## (3) 報酬の支払い

初回報酬は、利用開始日が存する月の翌々月の末日に、継続報酬は毎年契約開始日から1年が経過した最初の月の翌月末日に、代理店が指定する銀行口座宛に送金して支払う。なお振り込み手数料は代理店の負担とする。

## (4) 報酬の除外事由等

①初回報酬の支払いは、顧客から当社に対し、報酬額以上の初期費用・利用料金が実際に支払われることを条件とする。継続報酬の場合、報酬額が、その1年間において顧客から当社に支払われた利用料金を合算した金額を超えることが、報酬を支払う条件とする。

②代理店が代理店自身又は代理店の関係会社（本契約においては、直接間接を問わず、代理店が議決権の4分の1以上を保有し、又は、保有されている会社をいう。）が本件サービスに申し込んで契約したとしても、報酬の支払い対象としない。

③報酬は代理店の本件業務遂行のための費用・消費税等の租税公課すべてを含むものとし、代理店において報酬額以上の費用・租税公課が生じていたとしても、一切、当社に請求できないものとする。

2. 報酬の金額、発生条件及び支払い条件は、当社が定めるものとする（本規約だけでなく、当社のウェブサイトなどにおいて本規約とは別に報酬に関する条件を定める場合を含む。）。サービス利用料金の金額について改定が行われた場合、その他合理的必要性がある場合には、当社は、報酬の金額、発生条件又は支払い条件を変更することができるものとする。

(代金の請求等)

第9条 当社は、自らの責任で、顧客に対する販売代金の請求および回収を行なう。

(経費の負担)

第10条 本件業務に要する費用は、代理店の負担とする。

(再委託の禁止)

第11条 代理店は、当社の書面による事前の承諾を得ずして、本件業務を第三者に委託することはできない。

(守秘義務)

第12条 当社および代理店は、本規約の遂行上知り得た相手方の営業上および技術上の情報、ならびに顧客に関する個人情報その他一切の情報を、本件業務のため以外に自ら使用し、または第三者に開示・漏洩してはならない。

2. 代理店は前項の義務を確実に履行するため、情報が何らかの形で記録されているすべての媒体について、アクセス制限、施錠管理等の徹底した安全管理措置をとるものとする。当社が求めたときには、これらの安全措置の具体的な方法について、当社に書面にて報告するものとする。

3. 当社は利用規約に定めがある場合や、その業務上特に必要がない限り、顧客を保護するため、顧客に関連する情報については、代理店も含めて、第三者にこれを開示しないものとする。

(報告義務)

第13条 代理店は、本サービスの申込みの際に当社に知らせた事項について変更があった場合は、その旨及び変更の内容を速やかに当社に届け出るものとする。この変更の届出は、当社が別に定める方法により行うこととする。

2. 当社は、前項の届出が当社に到達し、かつ、当社が変更の事実を確認するまでは、変更のないものとして本サービスの提供に関するその他の事務を行うものとする。
3. 代理店は、第1項に定める事由の他、本規約を遂行することにつき著しく影響を与える事由、損害、事故、その他本件業務上の障害の発生が予測される場合は、当社に報告しなければならない。

(損害賠償義務)

第14条 当社および代理店は、本規約に違反して相手方に損害を与えた場合は、これを賠償しなければならない。

(本規約期間)

第15条 本規約の期間は、本規約成立の日より1ヶ年とする。但し、期間満了1ヶ月前までに当社・代理店いずれか一方から書面による別段の意思表示がないときは、本規約はさらに1ヶ年更新されたものとし、以降もこの例による。

(本規約の解除)

第16条 当社または代理店が次の各号の一にでも該当したときは、相手方は、その意思表示により、本規約を解除し、かつ、それによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 本規約第6条1項の遵守事項、第7条1項の保証その他本規約条項の一つにでも違反し、相当の期間を定めて催告しても違反事実が是正されないとき。

(2) 差押、仮差押、仮処分、民事執行の申立を受け、または公租公課の滞納処分を受けたとき。

(3) 破産、会社整理、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立を受け、または自らこれらの申立をしたとき。

(4) 不渡り、支払停止その他財政的もしくは社会的信用を失墜したと認められるとき。

(反社会的勢力の排除)

第17条 当社および代理店は、相手方に対して、本契約約款締結日および将来にわたって、自己または自己の役職員が次の各号に掲げる者（本契約約款において、「反社会的勢力」という。）でないことを表明し、保証する。

- (1) 暴力団、暴力団の構成員（準構成員を含む。）または暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者。
- (2) 暴力団関係企業。
- (3) 総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団またはこれらの団体の構成員。
- (4) 前各号に準じるもの。

2. 当社および代理店は、次の各号のいずれかに該当する行為若しくは該当するおそれのある行為を行わず、または第三者をして行わせしめないことを相手方に対して表明し、保証する。

- (1) 暴力的な要求行為。
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動を行い、または暴力を用いる行為。
- (4) 風説の流布、偽計若しくは威力を用いて信用を毀損し、または業務を妨害する行為
- (5) 前各号に準じる行為。

3. 当社および代理店は、相手方が前2項に定める表明保証に反した場合は、将来に向かって直ちに本契約の解除を行うことができる。

4. 当社および代理店は、本条に定める解除を行った場合であっても、相手方に対する損害賠償請求権を失わないものとする。なお、解除された当事者は、解除した当事者に対して損害賠償を請求することはできないものとする。

(期限の利益喪失)

第18条 本規約による代理店契約が解除された場合、代理店の本規約にもとづく一切の債務について、当然に期限の利益を喪失するものとする。

(本規約終了の効力)

第19条 本規約が終了した場合においても、当社代理店双方にすでに発生した本規約の効力は有効に存続するものとする。

(業務の引継)

第20条 本規約が終了した場合においては、代理店は、本サービスの取扱をただちに終了し、顧客にその旨を通知したうえで、当社に業務を引き継ぐものとする。引継の際には、代理店は本規約の履行に関連して取得した情報を当社に引き渡し、引き渡し不可能的なものについては直ちに廃棄するものとする。

(相互協力義務)

第21条 当社および代理店は、相互に相手方の立場を尊重し、友好関係を維持し、本規約に定めのない事項については、誠意をもって協議して定めるものとする。

(管轄裁判所・紛争解決方法の合意)

第22条 本規約に関し万一当社代理店間に紛争が生じたときは、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を専属的管轄裁判所とした訴訟をもって解決するものとする。

(本利用約款の改定)

第23条 当社は、実施する日を定めて本規約の内容を改定することがある。その場合には、本規約の内容は、改定された本規約の実施の日から、改定された内容に従って変更されるものとする。

2019年2月6日 改定